

報告第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

平成28年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年3月2日 提出

おいらせ町長 三村 正太郎

専決第 2 号

平成 28 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について

平成 28 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,270,219 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 2 月 1 日 専決

おいらせ町長 三村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		488,544	35,000	523,544
	2 基金繰入金	479,146	35,000	514,146
歳入	合計	12,235,219	35,000	12,270,219

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		1,420,770	35,000	1,455,770
	2 道路橋りょう費	513,401	35,000	548,401
歳 出	合 計	12,235,219	35,000	12,270,219